

グリーン住宅ポイントによる環境対応等住宅需要喚起対策事業を行う者に対する
補助事業の募集についての公示

令和2年12月18日
国土交通省住宅局長 和田 信貴

次のとおり、「グリーン住宅ポイントによる環境対応等住宅需要喚起対策事業」を行う者に対する補助事業の募集について公示します。

なお、当該事業については令和2年度第3次補正予算成立後において、事業を円滑に開始できるよう、成立前に補助事業の募集について公示するものです。このため、各事業は予算の成立が前提であり、かつ、今後内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

1. 事業の概要

(1) 事業名

グリーン住宅ポイントによる環境対応等住宅需要喚起対策事業

(2) 事業の目的

この補助金は、省エネ性能等一定の性能を満たす住宅を取得する者等に対しポイントを付与する等の事業を行う者に対し、国がその費用を補助することにより、グリーン社会の実現及び地域における民需主導の好循環の実現等に資する住宅投資の喚起を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ経済の回復を図ることを目的とする。

(3) 事業内容・事業期間

事業内容：一定の性能を満たす住宅の新築等に対してポイントを発行する業務、発行したポイントに基づく商品交換及び追加工事のためのシステム構築及び商品交換事業者・追加工事を実施した事業者（住宅工事施工者・住宅販売事業者）に対し、交換されたポイント相当の金額を支払う業務等

事業期間：令和2年度から令和3年度

※詳細については、説明書をご参照下さい。

(4) 予算規模

グリーン住宅ポイントによる環境対応等住宅需要喚起対策事業：1,094億円（事務費含む）

※ 令和2年度第3次補正予算の成立が前提であり、今後変更があり得ます。

2. 補助対象事業者に関する要件

- 1) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な実施体制を有していること。
- 3) 事業の実施方針、事業のフロー、事業工程計画を具体的に示す能力を有すること。
- 4) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

- 5) 補助事業で知り得た情報の秘密の保持を厳守する体制を有すること。
- 6) 外部監査等により、事業の特徴を踏まえ発生しうる問題点への対応方法等に対し有効な指導・監督を受けることができる体制を有すること。

3. 提案の手続等

(1) 説明書の交付期間、提案書の提出期限等

①説明書の交付期間

令和2年12月18日（金）から令和3年1月18日（月）まで

②説明書の交付方法

説明書の交付を希望する場合は、予め④に記載の担当まで事前連絡を行い、手交、FAX又は電子メールにより交付

③提案書の提出期限

令和3年1月18日（月）12時00分まで

④提案書の提出先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省住宅局住宅生産課 加賀田

電話 03-5253-8111（内線 39-448）FAX 03-5253-1629

電子メール kagata-s28b@mlit.go.jp

(2) 公募説明会の日時及び場所

日時：令和2年12月22日（火）15時00分から

場所：WEB開催※

※ 参加希望者は事前に（1）④に記載の連絡先に参加申込が必要です。

(3) 提案書の提出方法

上記担当部局へ、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は15部、FAX又は電子メールの場合は1部。（FAX又は電子メールの場合には着信を確認すること。）

4. 補助金交付候補者の選定方法

「グリーン住宅ポイントによる環境対応等住宅需要喚起対策事業を行う者に対する補助事業の募集についての説明書」に基づき提出された提案書等について、外部有識者から構成する外部評価委員会が審査を行い、上記2の要件を満たし、本事業を適確に実施するうえで十分な能力等を有し、かつ、最も優れた提案者と評価される者を1者選定し、補助金交付候補者とする。

なお、外部評価委員会の審査に当たっては、審査会を開催し、提案者は同会において提案書の説明を行うこととする。審査会における審査結果等の公表については説明書に記載の通りとする。

5. その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、3.（1）④と同じ。

(2) 提出された提案書は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

- (3) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、申込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (4) 採択された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書も返却は行わない。